

※この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。【Filesrv5-share-ISO-年度-各課】



承認	確認	作成	作成日		課名	
部長	委任課長※	課長	平成27年 5月28日		保健課	
法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	順守評価 該当有無	適用施設名	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正処置	事業系廃棄物及び産業廃棄物の排出	契約関係書類の保管(5年間)、産業廃棄物管理表(マニフェスト)の交付と写し保管(5年間)及び県知事への産廃管理票交付状況報告(毎年6/30まで)	④・無	ほっ湯アップル 上村診療所	
〃	〃	産業廃棄物の保管	産業廃棄物保管場所における廃棄物の適切な保管(分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止措置)	④・無	ほっ湯アップル 上村診療所	
〃	〃	〃	産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	④・無	ほっ湯アップル 上村診療所	
〃	〃	特別管理産業廃棄物の適正管理	特別管理産業廃棄物管理責任者の選任	④・無	新庁舎地下倉庫	
〃	〃	特別産業廃棄物の保管	特別産業廃棄物保管場所の設置(分別の徹底、飛散・流出・浸透・悪臭防止措置)	有・④		
〃	〃	〃	特別産業廃棄物保管場所の表示(60cm×60cm)	有・④		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第一種特定製品からのフロン漏出防止のための適正な管理	業務用冷凍空調機器(エアコン・冷凍・冷蔵機器)の適正管理と点検等の実施	①簡易点検(四半期1回以上) ②定期点検(専門業者) 定格出力7.5kW以上・エアコン(1回/3年)・冷凍・冷蔵機器(1回/1年) ③漏えい時の修理 ④点検・修理・充填・回収の履歴記録と記録保存	④・無	簡易点検対象機器のある施設	
					新庁舎地下倉庫 飯田市地域交流センター ほっ湯アップル	
					定期点検対象機器のある施設	
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	特定家電製品の長期使用による排出抑制と適切な廃棄	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の使用と廃棄	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管(1年)	④・無	新庁舎地下倉庫 飯田市地域交流センター ほっ湯アップル 上村診療所	
消防法	火災の予防、警戒、鎮火。生命、身体、財産の保護	施設管理	防火管理者の選任	④・無	飯田市地域交流センター ほっ湯アップル	
〃	〃	〃	消防用設備の点検(1回/年)及び結果報告	④・無	(地域交流センターは、まちづくりカンパニーが実施) ほっ湯アップル	
〃	〃	〃	避難訓練計画の届出及び訓練の実施 1回/年又は2回/年	④・無	飯田市地域交流センター	

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	順守評価 該当有無	適用施設名
消防法	〃	〃	地下タンクの加圧点検 1回/3年(15年経過後は1回/年)	有・無	
南信州広域連合 火災予防条例	危険物の基準 に従った貯蔵 及び取り扱い	危険物の保管施 設	灯油タンク等の管理(貯 蔵、取り扱い、届出、自 主点検の実施)	有・無	ほっ湯アップル
浄化槽法 (第10、11条)	排水の適正管 理	浄化槽によるし 尿及び雑排水の 適正な処理	保守点検及び清掃(1回 /年)、指定検査機関によ る水質検査の実施(1回 /年)	有・無	
飯田市環境保全 条例施行規則 (第13条)	揮発油等の適 正処理	油水分離槽の 設置	上郷黒田・飯沼・別府の 区域内における面積100 m ² 以上の駐車施設への 油水分離槽の設置	有・無	
使用済み自動車 の再資源化等 に関する法律(第8 条、73条)	自動車廃棄時 の適正処理	リサイクル料金 の支払い 引取業者への引 き渡し	リサイクル券の保管(自 動車所有時) 引取証明書の保管(自動 車廃棄時)(1年)	有・無	保健課(りんご庁舎) 上村診療所
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律	感染性廃棄物 適正処置	感染性廃棄物 の適正管理	予防接種事業により発生 した感染性廃棄物(注射 針・ポリ製注射器・ワチン瓶・ 綿花・スポイト・舌圧紙)の管 理	有	新庁舎地下倉庫 上村診療所
公衆浴場法	公衆浴場の衛 生管理	浴槽水の 水質管理	水質検査の実施 (4回/年)	有	ほっ湯アップル
長野県遊泳用 プール指導要綱	プールの 衛生管理	プールの 水質管理	水質検査の実施 (6回/年)	有	ほっ湯アップル
電気事業法	電気設備の適 正管理	電気設備管理	電気設備の定期点検 (1回/年)	有	ほっ湯アップル
水質汚濁防止 法	排水の 適正管理	排水の 水質管理	水質検査の実施 (1回/年)	有	ほっ湯アップル
食品衛生法	食堂の 適正管理	食品施設の 衛生管理	衛生管理検査の実施 (1回/年)	有	ほっ湯アップル
食品衛生法	食堂の 適正管理	食品施設の 管理	食品営業許可指令書 (6年に1回)	有	ほっ湯アップル
温泉法	温泉の 適正管理	温泉の 衛生管理	温泉成分検査の実施 (10年に1回)	有	ほっ湯アップル

法令等名称	主要な要求事項	活動内容	順守評価内容	順守評価 該当有無	適用施設名
21 いいだ 環境プラン	地元産物品の 販売	地元農産物の 販売	域産域消の推進	⑦	ほっ湯アップル
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律	廃棄物の 適正処置	特別管理産業 廃棄物の適正 管理	特別管理産業廃棄物保 管場所の表示	⑦	新庁舎地下倉庫 上村診療所
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律	廃棄物の 適正処置	事業系廃棄物 及び産業廃棄 物の排出	特別管理産業廃棄物の 管理票(マニフェスト) の管理状況	⑦	新庁舎地下倉庫 上村診療所

【記載要領】

- ①本表に記載された全ての法令について、必ず「順守評価該当有無」欄のいずれかに○を表示します。
- ②「順守評価該当有無」欄の「有」に○を表示した場合、その法令を適用する施設名を記載します。(一つの法令について、複数の適用施設名の記載可)
- ③「順守評価該当有無」欄の「有」に○を表示した法令は、必ず「順守評価記録書」を作成の上、管理します。
- ④本表に記載のない法令等を特定する場合は、該当法令等を追加してください。(法的拘束力がある法令等は必ず本表へ記載します)
追加した法令等についても、「順守評価記録書」を作成の上、管理します。
- ⑤確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐)の場合は「委任した課長」、自治振興センター所長の場合は「ムトスまちづくり推進課長」、飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設係長の場合は「環境課長」が行います。
- ⑥この環境記録は部長承認後、各課で保管します。
- ⑦この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。

【Filesrv7-share-ISO-年度(各課)-各課】

承認	確認	作成	作成日	課名											
部長	委任課長※	課長	平成 27 年 5 月 28 日	保健課											
区分		責任者	実施項目	年間スケジュール											
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①重点管理項目	[事務事業内容] 家庭訪問事業	土屋	保健師による 62 歳の家庭訪問を実施 (1,439 人)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	[環境側面] 健康推進による環境改善														
	[目的] 低炭素社会実現に向けた環境行政の推進														
	[目標](何を、いつまで、どの水準で) 健康づくり家庭訪問を年度内に 62 歳を対象に実施														
①重点管理項目	[事務事業内容] 一般事務	小嶋	国保税算定事務等会議資料の両面印刷徹底と部数の減量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	[環境側面] 用紙使用の工夫		電子メール配信文書の添付ファイルは原則印刷しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	[目的] 低炭素社会実現に向けた環境行政の推進		裏白用紙の再利用徹底	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	[目標](何を、いつまで、どの水準で) 用紙使用量の工夫による紙使用量の削減														
①重点管理項目	[事務事業内容]														
	[環境側面]														
	[目的]														
	[目標](何を、いつまで、どの水準で)														
②日常管理項目	[事務事業内容] 一般事務	後藤	グリーンカーテン B棟南側 (アサガオ)		○	○	○	○							
	[環境側面] 節電・省エネルギー対策														
②日常管理項目	[事務事業内容] 一般事務	久保田 祐	帰庁時の電源 OFF 確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	[環境側面] 節電・省エネルギー対策		事務室電灯のこまめな消灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			電気ポット 3 個の効果的な使用方法の工夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

目指せエコな市役所	原(勝)	グリーン購入調達方針に沿ったグリーン商品購入促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区 分	責任者	実施項目	年間スケジュール											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
環境影響評価	課長	事務事業進行管理表の作成に併せて検討する。	○	○					○	○				
法令等調査	課長	適用される法令等及び担当法令等の情報収集と点検をする。	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一般職員教育	課長				○									
一般職員自覚促進	課長						○							
関連団体・物品購入先・供給者への協力要請	該当課長	表 442-2 に該当する団体等へ協力要請する。								○				
法令が要求する有資格者の特定	課長	「法的及びその他の要求事項一覧」に追加する。	○											
環境文書の点検	課長	マニュアル改正を受けて点検をする。		○										
管理手順の作成、点検	課長	新たな管理手順の制定と改正を行う。	○	○										
緊急事態試行	課長						○							
監視・測定	課長				○			○			○			○
測定機器の特定・校正	課長	測定機器を特定し、定期又は必要に応じて校正する。	○	○										
順守評価	課長						○			○			○	
水平展開された処置の実施	課長	水平展開された是正処置及び予防処置を実施する。		○										
自己チェック	課長	自己チェックシートに記入して担当内部監査員に提出する。					○							

【記載要領】

- ※ 「①重点管理項目」は、目的目標を設定し、四半期ごとに「実行計画管理表」にて進捗管理を行います。
- ※ 「②日常管理項目」は、目的目標を設定しませんが、半期ごとに「実行計画管理表」にて進捗管理を行います。
- ※ 「目指せエコな市役所」は、各課の日常業務等について、環境影響評価を行った結果、「著しい環境側面（重点管理項目又は日常管理項目）」に特定されなかった独自のエコな取り組みを必ず一つ以上記載します。目的目標を設定しませんが、半期ごとに「実行計画管理表」にて進捗管理を行います。
- ※ 区分中、[事務事業内容][環境側面]は、「環境影響評価表」から転記します。
- ※ 「①重点管理項目」及び「②日常管理項目」の記載に際して、必要に応じて行の追加を行います。
- ※ 確認欄の押印は、作成者が、課長から委任を受けた課長(課長補佐又は係長)の場合は「委任した課長」、自治振興センター所長の場合は「ムトスまちづくり推進課長」、飯田市最終処分場長又は環境課処分場施設係長の場合は「環境課長」が行います。
- ※ この環境記録は、部長承認後、各課で保管します。
- ※ この環境記録は部長承認後、次のフォルダに入れて環境モデル都市推進課に連絡します。

【Filesrv7-share-ISO-年度-各課】

- ※ 年間スケジュール欄の実施月に○、重点となる実施月に◎を付けます。